

議員提出議案第2号

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月22日

中 島 規 夫	尾 崎 薫
興 治 英 夫	鹿 島 功
浜 崎 晋 一	斎 木 正 一
野 坂 道 明	内 田 博 長
川 部 洋	語 堂 正 範
銀 杏 泰 利	

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

えん罪は、有罪とされた者や家族の人生に深刻な影響を及ぼす、国家による取り返しのつかない重大な人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合には、人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、その唯一の救済手段である再審制度は重要な意義を有する。

しかしながら、現行の刑事訴訟法では再審請求手続に関する規定は19箇条しかなく、具体的な審理の進め方や証拠開示の基準等は、事件を担当した裁判所の裁量に委ねられている現状にある。そのため、事件を担当する裁判所によって審理の進め方が異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、再審を担当する裁判官が当該事件の本裁判に関与していないことを制度上担保する規定の整備、再審請求手続の期日指定及び記録作成の明確化、さらには、再審請求手続において極めて重要な意義を持つ、捜査機関の保管証拠を開示させる仕組みの構築、再審手続が非常に長期化する大きな要因の一つとなっている再審開始決定に対する検察官の不服申立ての制限など、再審手続の公正性と実効性を高めるための抜本的な法整備を行うことが必要不可欠である。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、これらの趣旨を踏まえ、国において、刑事訴訟法の再審規定及び関連する手続規定について、速やかに必要な改正を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
參議院議長
内閣總理大臣
法務大臣

様